

# ○北しりべし廃棄物処理広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

制 定 平成 14 年 7 月 1 日 条例第 17 号  
最近改正 令和 2 年 3 月 27 日 条例第 3 号

## (目的)

**第 1 条** この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例を定めることを目的とする。

## (職務に専念する義務の免除)

**第 2 条** 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、任命権者が定める場合

**2** 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除については、その職務の性質、勤務時間等を考慮して、任命権者が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(令 2. 3. 27 条例第 3 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。